

特別児童扶養手当について

●制度内容

特別児童扶養手当は、身体または精神に障がいのある児童を監護または養育している人に支給されます。
※障がいの程度については、広野町ホームページまたはこども家庭課までお問い合わせください。

●受給資格者

身体または精神に中度または重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父若しくは母、または父母にかわって児童を養育している人。

●手当の額

1級該当児童1人につき	月額52,500円
2級該当児童1人につき	月額34,970円

●支給制限

受給資格者本人およびその生計を同じくする扶養義務者などの所得が限度額以上ある場合は、その年度は、手当の支給が停止されます。

所得現況届の提出はお済みですか？ (特別児童扶養手当を受給している方)

引き続き手当を受給するためには、所得現況届の提出が必要となります。

●提出期間

令和2年8月12日～令和2年9月11日
※土曜、日曜を除く平日の8時30分から17時15分までの間にお越しください（お盆期間中も開庁しています）

●提出方法

受給者様本人がこども家庭課窓口にお越しになり提出してください。
※所得現況届などの必要書類は、こども家庭課に用意してあります。

その他、届出に関することにつきましては、8月上旬に送付する通知書をご覧ください。こども家庭課までお問い合わせください。

問 こども家庭課 こども家庭係
☎0240-27-2115

児童扶養手当について

●制度内容

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭などの生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。

●受給資格者

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までに間にある（心身に一定の障がいがあるときは20歳未満）者）を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、または父母に代わってその児童を養育している人

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が政令で定める軽度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が不明である児童
- ⑤父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が母又は父の申し立てによりDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童 等

●手当の額

区分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	43,160円	所得に応じて10,180円～43,150円まで10円きざみの額
児童2人目の加算額	10,190円	所得に応じて5,100円～10,180円まで10円きざみの額
児童3人目以降の加算額	1人につき6,110円	所得に応じて3,060円～6,100円まで10円きざみの額

●支給制限

- ①受給資格者本人およびその生計を同じくする扶養義務者などの前年の所得が限度額以上ある場合は、その年度は、手当の全部または一部が支給停止されます。
- ②公的年金給付などを受けることができる場合は、その受給額に応じて手当の全部または一部が支給停止されます。
※支給制限の詳細につきましては、広野町ホームページまたはこども家庭課までお問い合わせください。

現況届は提出済みですか？ (児童扶養手当を受給している方)

引き続き手当を受給するためには、現況届の提出が必要となります。

●提出期間

令和2年8月3日～令和2年8月31日
※土曜、日曜を除く平日の8時30分から17時15分までの間にお越しください（お盆期間中も開庁しています）

●提出方法

受給者様本人がこども家庭課窓口にお越しになり提出してください。
※現況届などの必要書類は、こども家庭課に用意してあります。

その他、届出に関することにつきましては、7月下旬に送付しております通知書をご覧ください。こども家庭課までお問い合わせください。

問 こども家庭課 こども家庭係
☎0240-27-2115

町県民税・国民健康保険税について（納期限8月31日）

町県民税（第2期）・国民健康保険税（第2期）の納期限などは、次のとおりです。

●納期限 令和2年8月31日（月）

- 納付場所
- ①あぶくま信用金庫 本・支店
 - ②福島さくら農業協同組合 本・支店
 - ③東邦銀行 本・支店
 - ④いわき信用組合 本・支店
 - ⑤ゆうちょ銀行 東北6県の各支店
 - ⑥福島銀行 本・支店
 - ⑦大東銀行 本・支店

- ⑧広野町役場 出納室
- ⑨コンビニエンスストア

●口座振替日 あぶくま信用金庫
令和2年8月31日（月）
その他の金融機関
令和2年8月27日（木）
※口座振替については、振替日前に口座残高のご確認をお願いします。

問 町民税務課 ☎0240-27-4160

広報紙・ホームページ広告募集

■広報紙 1枠 / 5000円～

■HP 1か月 / 5000円

※連続掲載の場合はさらにお安くします。

掲載したい月の【前月上旬】までに、総務課 政策広報係（☎0240-27-2111）に申し込んでください。

プレミアム付事業再開・帰還促進券
プレミアム付 販売中!
ひろの商品券

ご利用期間:令和3年1月17日(日)まで
販売会場:広野町商工会館 9:00～16:00
12月28日(月)まで※土・日・祝日を除く
1セット 10,000円で販売 最大6セット!
(15,000円分) 1人あたり
広野町商工会 ☎0240-27-2311

不動産 購入・売却・賃貸
お家探しのご相談なら
東北技研工業株式会社

☎0240-23-5699
広野町大字下浅見川字広長44-3
広野町みらいオフィスビル1階

司法書士法人 **わたなべ法務事務所**
代表社員 渡辺和則

【主な取り扱い業務】
・相続・売買・贈与による名義変更・会社の登記・建設業

【富岡事務所】〒979-1112 双葉郡富岡町中央二丁目20番地
TEL0240-22-1919 FAX0240-22-1939

【いわき事務所】〒970-8026 いわき市平字童子町4-18
いわき建設会館5F(月～金9:00～18:00)
TEL0246-88-1818 FAX0246-88-1819